

仮処分決定

当事者の表示 別紙当事者目録記載のとおり

上記当事者間の令和5年(ヨ)第30107号株主名簿閲覧謄写仮処分命令申立事件について、当裁判所は、債権者の申立てを相当と認め、債権者に100万円の担保を立てさせて、次のとおり決定する。

主 文

債務者は、債権者に対し、その営業時間内のいつにても、債務者の本店において、令和5年3月31日時点の債務者の株主名簿を閲覧謄写させよ。

令和5年5月26日

東京地方裁判所民事第8部

裁判官 内 林 尚 久

(別紙)

当 事 者 目 録

東京都港区芝5丁目13-13

債 権 者	リ・ジェネレーション株式会社
同代表者代表取締役	尾 端 友 成
同代理人弁護士	戸 田 裕 典
	鈴 木 多 門

東京都台東区上野1丁目15番3号

債 務 者	株式会社ナガホリ
同代表者代表取締役	長 堀 慶 太
同代理人弁護士	千 葉 勝 美
	太 田 洋
	松 原 大 祐
	佐々木 秀
	石 崎 泰 哲
	小 西 透
	松 長 一 太
	山 本 晃 久
	今 野 涉
	沼 畑 智 裕
	水 野 雄 介
	首 藤 邦 彦
	瀬 川 堅 心
	白 幡 翔

以 上

これは正本である。

令和5年5月26日

東京地方裁判所民事第8部

裁判所書記官 小林 卓也

